

工事日数に関する特記仕様書 ・ 本工事の工事日数は、260日 として積算している。 ・ やむを得ず、令和9年3月15日までに工事を完了させることができない場合は、双方協議の上、繰越手続きを行うことができる。 ・ 繰越手続きを行った場合、工事日数(260日)から 令和9年3月15日までの工事実施日数を減じた日数以内を、変更契約により付与することができるものとする。 ・ 建設工事請負基準約款第3条第1項に定める工程表及び土木工事標準仕様書に定める施工計画書に記載する計画工程表については、変更する場合の工期260日間における工程表を提出すること。
前払金に関する特記仕様書 ・ 前払金を請求する場合は、事前に監督員に報告すること。 ・ 中間前払金については、支払い希望日の属する月の前月5日までに監督員に報告すること。
工事施工連絡会議に関する特記仕様書 ・ 本工事は、工事施工連絡会議対象工事である。当初施工計画作成前までに開催し、会議の結果を反映した施工計画とすること。また、受発注者どちらかの発議により、必要に応じて施工中複数回開催することができる。 ・ 受注者側出席者は、現場代理人及び監理技術者（主任技術者）、並びに技術統括責任者等とし、発注者側出席者は主任監督員、総括監督員、副課長級以上職員とする。 ・ 本会議は受発注者協議のうえ、省略することができる。
上越市ガス水道局発注建設工事における市内下請及び資材発注について ・ 下請発注について 受注者は、本建設工事の施工に当たり、工事の一部を下請企業に請け負わせて施工しようとする場合には、下請企業を上越市内企業の中から選定するよう努めるものとする。 ・ 建設資材発注について 受注者は、本建設工事の施工に当たり、建設資材を発注しようとする場合には、納入企業を上越市内企業の中から選定するよう努めなければならない。 また、上越市産資材がある場合には、他に優先して使用するよう努めるものとする。
材料指定関係 ・ 参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、ほかの設計図書に明示されていない限り積算のための参考資料であるので、指定とはならない。
1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書 ・ 「積算基準〔1 一般土木〕 県版 第12章 1日未満で完了する作業の積算」の「1.適用条件」「2.適用範囲」を満たす場合、同積算基準に基づいて変更積算することができるものとする。

工 事 特 記 仕 様 書

- 1 特記仕様書
この仕様書は、「新潟県土木工事標準仕様書」及び「上越市公共下水道工事標準仕様書」に定める特記仕様とし、この仕様書に記載されていない事項は前記仕様書による。
- 2 対象工事
工事番号 公雨第8-1号
工 事 名 本城町排水区雨水管渠工事
施工地名 上越市 北城町一丁目他 地内
- 3 工事現場の照査及び施工計画書
実施設計書に基づき現場を照査し、その結果を監督員の確認を得るとともに、施工計画書を作成し現地着手前に提出し監督員の確認を得ること。
また、この内容に変更が生じた場合は変更施工計画書を提出し監督員の確認を得ること。
- 4 交通規制及び地元対策
現地着手にあたり警察等関係機関と十分協議し、その計画書（交通規制図等）を提出し監督員の確認を得ること。
工事期間中は、地元代表者（町内会長等）と連絡を密にするとともに、作業工程等に変更が生じた場合は、監督員と協議し速やかに地元代表者に連絡すること。
当該工事が完了したら、地元代表者に報告すること。また、側溝清掃等の必要があれば立会を求め地元代表者に了解を得ること。
- 5 工事写真
上越市下水道工事標準仕様書に基づき撮影し、竣工写真と工事写真を提出すること。
- 6 地形地質調査
必要に応じて詳細な調査を行い、これらの結果を設計図書の資料とあわせて検討し支障のないよう施工しなければならない。
- 7 用排水路・橋梁等の構造物調査
工事区間内における用排水路・橋梁等の構造物について、設計図書の確認とあわせ、道路管理者、道路占用件管理者、地元関係者（町内会長等）から資料収集を行い、基礎形状の把握に努めること。
用排水路・橋梁等の構造物の位置や幅、深さ、基礎形状が把握できず、下水道管渠の施工に支障があると判断される場合は、監督員と協議の上、必要に応じて試掘調査を実施すること。
用排水路等の暗渠については、必ず目視で確認すること。
- 8 地下埋設物調査
当該工事において、N T T ・東北電力・ガス水道等の地下埋設物管理者と十分協議し、支障にならないよう施工しなければならない。
鋼矢板等の打ち込みを行う場合は、地下埋設物管理者の立会を求め試験掘を行うこと。
- 9 使用二次製品について
人孔鉄蓋（除雪車対策型）・人孔用側塊・足掛金物は、上越市の仕様による。
- 10 産業廃棄物受入伝票について
廃材数量確認については、受注者が作成したマニフェストの集計表及び受注者保管のマニフェスト原本を提示し確認を得ること。
- 11 環境対策について
工事の施工に際し、地球の環境保全を図るため環境に配慮するとともに、環境負荷の低減に努めること。別紙「排ガス対策型建設機械関係」に示す建設機械を使用できない場合は、監督員と協議すること。
- 12 品質管理基準について
表層工、上層路盤工、下層路盤工、歩道表層工、歩道路盤工における現場密度測定の試験基準は、別紙「品質管理基準及び規格値」のとおりである。
- 13 施工不良の根絶に向けて
必要に応じて、監督員と協議により、管渠内を通水による確認を行うこと。
なお、通水に係る費用は受注者の負担とする。
- 14 その他
当該工事の工事期間については、警察署及び道路管理者並びに関係機関との協議の結果、下水道工事並びに関連するガス水道工事を含め道路使用期間が定められているので下水道建設課の指示にしたがうこと。
停止線がある道路の工事については、舗装復旧完了後速やかにそれを復旧すること。
工事車両の駐車場及び重機の配置を施工計画書に記載すること。
地元に配慮し、トラブルが起きないように努め、早期完了を図ること。
工事を施工する上で必要と思われる調査等は、積極的に迅速かつ的確に行うこと。
近接工事と十分な調整を行い、早期完了を図ること。
関係機関と十分な調整を行い、トラブル、手戻りのない施工を行うこと。

品質管理基準及び規格値

工種	規格値				試験基準	摘要
下層路盤工	最大乾燥密度の93%以上				・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X₁₀が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X₃が規格値を満足するものとするが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。	
	A	X ₁₀	95%以上			
	B	X ₆	96%以上			
	C	X ₃	97%以上			
上層路盤工	最大乾燥密度の93%以上				・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X₁₀が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X₃が規格値を満足するものとするが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。	
	A	X ₁₀	95%以上			
	B	X ₆	95.5%以上			
	C	X ₃	96.5%以上			
表層工	基準密度の94%以上				・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X₁₀が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X₃が規格値を満足するものとするが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。
	A	X ₁₀	96%以上			
	B	X ₆	96%以上			
	C	X ₃	96.5%以上			
歩道路盤工	最大乾燥密度の85(93)%以上				・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の85(93)%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X₁₀が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X₃が規格値を満足するものとするが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。	() 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。
	A	X ₁₀	85(93)%以上			
	B	X ₆	85(93)%以上			
	C	X ₃	85(93)%以上			
歩道表層工	基準密度の90(94)%以上				・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の90(94)%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X₁₀が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X₃が規格値を満足するものとするが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。	() 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。
	A	X ₁₀	90(94)%以上			
	B	X ₆	90(94)%以上			
	C	X ₃	90(94)%以上			

※歩道路盤工及び歩道表層工の() 書きの規格値は監督員と協議を行い使用する。

※【B X₆】の規格値は、【C X₃】の規格値が得られない場合に監督員と協議を行い使用する。

マンホール鉄蓋の設置に関する特記仕様書

下水道工事において、マンホール蓋を起因とした事故・不具合を防止するため、下記のとおり施工するものとする。

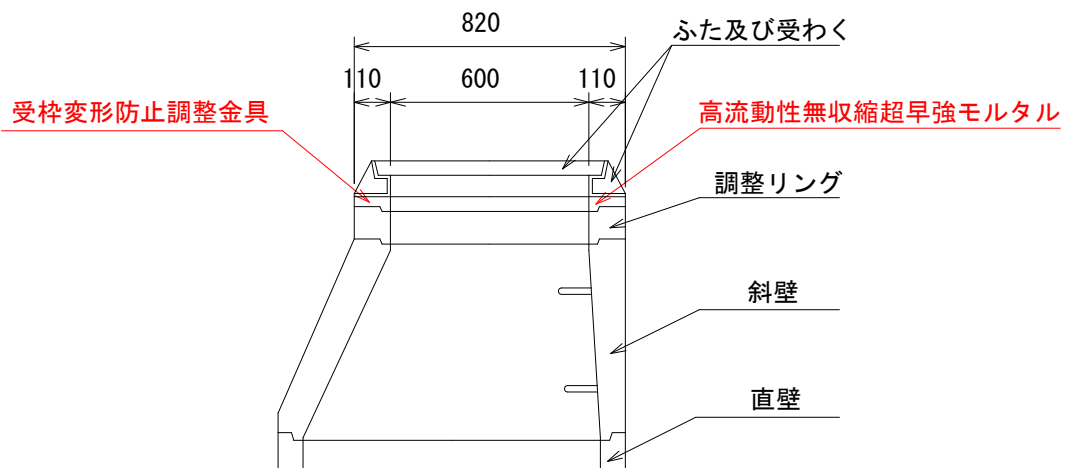
マンホール蓋の高さ調整に使用する高さ調整部材は、高さが容易かつ正確に作業でき、締め付け時に受枠の変形を防止できる性能を有するものを使用すること。合せて、調整リングと受枠との間に充填するモルタルは隙間が発生しないために高流動性且つモルタルの硬化時に収縮が発生しないもので、短時間で硬化する超早強性の性能を持つものを使用すること。

高さ調整材：受枠変形防止調整金具

モルタル：高流動性無収縮超早強モルタル

調整高 20mm～100mm

縦断面図



施工条件関係

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施 工 条 件
Ⅰ 工程関係	① 関連する別途工事あり (1) 工事名： ガス水道管移設工事 予定期間： 本工事完了後にガス水道管の本設を行う。 (2) また、別途舗装本復旧工事を行う予定をしている。 予定期間：
	2 施工時期、時間、方法の制限あり 時期： 時間： 方法：
	3 関係機関協議による工程条件あり 協議内容： 完了予定：
	④ その他 (1) 今後近接する工事が発注された場合、その工事と工程調整及び施工方法を協議すること。 (2)
Ⅱ 用地関係	1 工事用地等の未処理部分あり 処理見込時期： 区間：
	2 仮設ヤードの指定あり 場所： 期間：
	3 その他
Ⅲ 公害対策関係	① 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等） 施工方法： 作業時間：
	2 家屋等の調査の必要性あり 方法： 範囲：
	③ その他 別紙「騒音・振動対策に関する特記仕様書」に示す適用に該当し、かつ、下記の工種がある場合、積算基準（新潟県土木部）に基づき、以下のように積算条件の設定を行っている。 3-1 「舗装版破碎工」 「騒音振動対策あり」としている場合であっても、実施工でCo圧碎機の使用を指定するものではない。 3-2 「構造物とりこわし工」 「騒音振動対策なし」（Co圧碎機の使用を指定するものではないため）としている場合であっても、実施工で騒音振動対策が「不要」ということではない。
Ⅳ 安全対策関係	① 交通安全施設等の指定あり 期間： 施工期間中 交通誘導警備員2人/箇所67.5日間（135.0人日） その他施設等：
	2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内容： 工法制限： 作業時間制限：

明示項目	施 工 条 件
Ⅳ 安全対策関係	③ 発破作業あり 保安施設及び保安要員： 防護工： 作業時間制限：
	④ 防護施設（落石、雪崩、土砂崩落等） 内容：
	⑤ その他 交通誘導員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は監督員と協議すること。
Ⅴ 工事用道路関係	① 一般道を搬入路としての制限あり 搬入経路： 期間： 使用後の措置：
	② 一般道路の占用 期間：工事施工期間中 規制条件：車両通行止めまたは片側交互通行。 時間制限：終日
	③ 仮設道路設置 工法指定の有無： 用地関係： 安全施設： 工事完了後の「存置」または「撤去」：
	④ その他
Ⅵ 仮設備関係	① 仮設備の構造及び施工方法の指定あり 内容：
	② 仮設備の設計条件指定あり 内容：本設計で施工時に水替設備を計上している、地元協議や自然条件によって設備に変更を必要とする場合は、監督員と協議して施工するものとする。 また、水替え時の排水先については下流域への影響が無い箇所を選択し、監督員の了解を得てから施工するものとする。
	③ 仮設備の転用、兼用あり 工種： 内容：
	④ 現場環境改善あり 内容：
	⑤ その他
Ⅶ 残土・産業廃棄物関係	別紙「特記仕様書 建設副産物関係」のとおり 下水道埋戻しに利用する改良土は改良土センターへ搬出し、残土は大貫地内の処理場へ搬出し、試掘埋戻しに利用する転用土は現地仮置きとする。

明示項目	施 工 条 件
Ⅷ 工事支障 物件等	① 占用支障物件あり（電気、電話、水道、ガス等） 内容：電柱、水道、低圧ガス、汚水 移設、撤去、防護方法等：監督員、施設管理者との協議による。 時期：未定
	2 占用物件重複施工あり 内容：
	③ その他 掘削作業、及び地中に影響を伴う工事に着手する前には必ずガス・水道局、埋設物管理者の立会いを受けること。
Ⅸ 排水工 （濁水処理含む）	1 濁水、湧水処理の特別な対策あり 内容：
Ⅹ 薬液注入関係	1 薬液注入工法あり 別紙条件明示による
Ⅹ-1 その他	1 現場発生材あり 品名： 品名：納入場所：
	2 支給品および貸与品あり 品名： 引渡し場所：
	3 品質証明の対象工事である 標準仕様書第1編（章）1-1-1-25による
	④ その他 （1）工事中、沿線住民等から苦情または意見等があった時は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告すること。 （2）景観保全に配慮した土木・建設整備を推進するため、工事で使用するシート（養生シートや保護シート等）については、積極的に自然色シートの使用に努めること。 （3）集水樹と側溝等との接続部については、適切な止水（漏水）対策を講じること。 また、対策方法は施工計画書に明記するとともに、施工状況について監督員から写真の提示等を求められた場合には対応すること。 （4）特に車両通行止めで施工する場合、案内看板を多く設置するなど通行止め区間の住民に配慮した交通管理を行うこと。 （5）本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材の調達に必要となる経費について、設計変更を行う対象工事である。

請負工事指定事項総括表

(A):指定 (B):一部指定 (C):任意

項 目	指 定 事 項		備 考
	当 初	変 更	
工法の指定			
仮設工事の指定	1. 土留工 (A) ・鋼矢板Ⅲ型 L=8.0m ・鋼矢板Ⅲ型 L=7.5m 2. 水替工 (C) 3. 地盤改良工 (A) ・薬液注入工 二重管スレーナ工法 複相式		
施工の立会検査 又は記録の整備	1. 新潟県土木工事標準仕様書		
部分払の対象と しない事項			
施工条件の基準	1. 特記仕様書 2. 新潟県土木工事標準仕様書 3. 上越市下水道工事標準仕様書 4. 上越市下水道工事標準構造図 5. 上越市下水道用鑄鉄製マンホール蓋性能仕様書		
そ の 他	1. 産業廃棄物は「廃棄物の処理に関する法律」 によって適正に処理すること。 2. 上越市下水道用鑄鉄製マンホール蓋性能仕様書 の対象となる鉄蓋は、市の認定を受けた物を使用すること。		

薬剤使用工事の検収の注意事項

下水道工事において、薬剤（地盤改良工・推進工作泥材・滑材・裏込材等）を使用する場合は、下記の通り検収するものとする。

1. 納入時検収

- ・荷台検収は、認めない。
- ・監督員により、納入伝票と納入数量を照合し検収を受け、写真撮影を行い保管する。
- ・納入物品については、空袋検収時に判別しやすいように着色又は検印を受け、使用後は丁寧に保存する。
- ・タンクローリーによる納入は、出荷時の重量検収が主となるが、現場到着時にタンク内や搬入状況が確認できるよう配慮すること。（積載重量オーバーには、十分注意すること。）
- ・袋物の場合、中身と外袋の表示の異なる物は検収しない。（例：バラ物を飼料袋等に移し変えたもの。）

2. 作業時検収

- ・許可なくチャート紙は切断しないこと。
- ・使用するチャート紙は、前日に監督員の検収を受けること。
- ・提出するチャートには、受注者・現場代理人と注入工事責任者の署名、押印をすること。
- ・事前にチャート保管用ファイルと注入日報綴りを監督員へ提出すること。

3. ロッド検尺

- ・受注者は、全数を確認すること。
- ・発注者は、必要に応じ検査に出向く。（孔Noは指定しない。）

4. フェノール反応

- ・必要に応じ監督員の指示箇所で行う。

5. 空袋（缶）検収

- ・空袋（缶）検収時までに納入検収時の写真を用意する。比較して相違ない場合は、数量確認の上写真撮影する。
- ・空袋については、監督員の指示により焼却処分とする。

6. その他

- ・セメント系使用の場合、『セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）』より試験を行う。

騒音・振動対策に関する特記仕様書

1. 目 的

本仕様書は建設工事に伴う、騒音、振動の発生をできる限り、防止することにより、生活環境の保全と円滑な工事の施工を図ることを目的とする。

2. 適 用

工事施工箇所が、騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域に該当する場合は、施工計画書で騒音、振動対策を明記すること。

3. 遵守する法令

騒音、振動対策の施工にあたっては、騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例等を十分理解しておくこと。

4. 対策の主な基本事項

1) 騒音、振動対策については、騒音、振動の大きさを下げるほか、発生期間を短縮するなど全体的に影響の小さくなるように次の事項について検討すること。

- (1) 低騒音、低振動の施工法の選択 (2) 低騒音型建設機械の選択
- (3) 作業時間帯、作業方法の設定 (4) 騒音、振動源となる建設機械、設備の配置

2) 建設機械の運転については以下に示す配慮をすること。

- (1) 現場管理等に留意し、不必要な騒音、振動を発生させない。
- (2) 建設機械等は、整備不良による騒音、振動が発生しないように点検、整備を行う。
- (3) 作業待ち時には、建設機械等のエンジンをできる限り止め、不必要な騒音、振動を発生させない。

5. 対策の具体的事項

1) 土工（掘削、積込み作業）

- (1) 掘削、積込み及び締固め作業は、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
- (2) 掘削（舗装版等）は衝撃力による施工を避け、無理な負荷をかけないように丁寧に運転する。

2) 土留工・構造物取り壊し工は、騒音、振動に関して苦情の多い工種であるので、十分配慮する。

特に取り壊しにおいて、小割を必要とする場合は騒音、振動の影響の少ない場所で小割する方法を検討する。

3) 覆工板（路面覆工）の取り付けでは、段差、通行車両による、がたつき、跳ね上がり等による安全対策はもちろん、騒音、振動の防止にも留意する。

4) 空気圧縮機・発動発電機は低騒音型建設機械の使用を原則とする。

6. 特定建設作業の届出

現場代理人は特定建設作業の届出をする場合、騒音規制、振動規制法の14条第1項の規定により、特定建設作業開始の日の7日前までに届出した「特定建設作業実施届出書」の写しを監督員に速やかに提出すること。

特定建設作業の種類および規制基準

特定建設作業の種類		騒音・振動の大きさ	作業時間帯	作業禁止	実施届出
騒音関係	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業、セメントミルク工法を除く）	85dB	上越市では8:00～17:00を作業時間帯として指導している。	日曜日及びその他の休日	7日前までに届出
	びょう打機を使用する作業				
	さく岩機を使用する作業（連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）ハンドブレーカー（空気圧、電動）、油圧式、打撃のみを行うブレーカーも該当。				
	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力源として使用する作業を除く）				
	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m3以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業				
	バックホウ（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）を使用する作業				
	トラクターショベル（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る）を使用する作業				
	ブルドーザー（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業				
	コンクリートカッターを使用する作業（連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）				
振動関係	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打くい抜機及びセメントミルク工法を除く。振動パイルドライバ、バイブロハンマーは該当。くい打機をアースオーガーと併用する作業も該当）	75dB	同上	同上	7日前までに届出
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業				
	舗装版破碎機を使用する作業				
	ブレーカー（手持式のものは除く）を使用する作業（連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）				
・騒音の大きさは、作業の場所の敷地の境界線における値。 ・振動の大きさは、作業の場所の敷地の境界線における値。					

建設副産物関係

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考
アスファルト合材	⑤密粒度アスコン（新20FH）	表層	施工現場から40Km、及び運搬時間が1.5時間の範囲内の再資源化施設
再生砕石	RC-40	構造物基礎	施工現場から40Km以内の再資源化施設
再生砕石	ARC-40	下層路盤	施工現場から40Km以内の再資源化施設
改良土	40-0.20-0	管基礎・埋戻し・路床	上越市内のプラント製造の改良土

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬出先	残土処分場	
搬出先地名	上越市大字大貫地内	
連絡先		
設計運搬距離	L=4.5km以下	
受入時間		
設計受入費用	40000円/m ³	
仮置場の有無		
備考	残土処分	

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注）受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	アスファルト殻	コンクリート殻（無筋）	コンクリート殻（有筋）	廃木材	廃プラスチック
設計運搬距離	L=7.0km以下	L=8.0km以下	L=5.7km以下	L=11.5km以下	L=9.0km以下
受入時間					
設計受入費用	4230円/m ³	5170円/m ³	6250円/m ³	18000円/t	90円/kg
備考					

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

設計運搬距離				
受入時間				
設計受入費用				
備考				

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

7. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

8. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告協議すること。

現場環境改善に関する特記仕様書

本工事は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を目的とした、「現場環境改善費」を計上した工事である。

1 工事着手前

受注者は、施工計画書作成前に現場環境改善の実施有無及び内容について、打合せ簿により監督員と協議を行うこと。

① 協議により実施しない場合

現場環境改善費を設計変更により減額し、本特記仕様書によらず施工する。

② 協議により実施する場合

受注者は、以下により現場環境改善の実施内容を提案する。

②-1 [別表－1] の各計上費目ごとに1内容ずつ選択して合計4つの内容を実施することを原則とする。

②-2 ただし、地域の状況・工事内容により、組合せ・実施項目数・実施内容は変更できる。受注者は、協議により決定した実施内容を施工計画書に記載する。

2 工事完了後

受注者は実施状況について、新潟県土木工事標準仕様書その2 写真管理基準（案）「現場環境改善の写真管理項目」に基づき、竣工資料として納品するものとする。

[別表－1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、設計変更にて積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用（県版1-59）と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

【現場環境改善費 積上げ計上の例（熱中症対策）】（防寒対策は下記を参考に判断を行う）

1. 現場環境改善（熱中症対策）として積上げ計上可能なもの（原則、賃料及び損料計上）

WBGT値指数計、ミストファン、タープなど

2. 現場環境改善（熱中症対策）として積上げ計上不可なもの

2-1. 現場管理費（貸与被服等に該当）

空調付き作業服、熱中症対策ウォッチ、熱中症アメ、予防対策セット、クールシートなど

2-2. 現場環境改善費 現場事務所の快適化（率計上）に該当）

冷暖房エアコン、冷蔵庫、ウォーターサーバーなど

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」 特記仕様書

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象案件である。

熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」実施要領に基づき行うものとする。

実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356921460600.html>)

「週休２日適用工事（現場閉所）」（令和8年1月）特記仕様書

本工事は、「週休２日適用工事（現場閉所）」の対象である。週休２日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議した上で実施する。
また、通期の週休２日については、協議にかかわらず取り組むものとする。

当初予定価格は、月単位の週休２日を達成した場合の補正係数を補正対象経費に乗じている。

取組にあたっては、「週休２日適用工事（現場閉所）」（令和8年1月）実施要領によることとする。

また、現場着手前の受発注者協議において、現場条件等により現場閉所が困難な場合は、週休２日交替制に変更することができる※。交替制に変更した場合は、本特記仕様書を交替制に読み替えるものとし、取組にあたっては、「週休２日適用工事（交替制）」実施要領によることとする。

※ 港湾工事は交替制の対象外

参考とした新潟県の実施要領等の電子データは、新潟県ホームページから入手できる。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html>)

電子納品に関する特記仕様書（工事）

- 1 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「上越市電子納品実施要領（案）（令和7年4月改定）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

- 2 要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で2部提出するとともに、電子データとして納品した成果品以外については、従来どおり紙媒体で1部提出するものとする。

なお、「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提供する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は協議のうえ電子化の是非を決定する。

- 3 電子成果品の提出の際には、ウィルスチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。ウィルスチェックソフトは指定しないが、信頼性の高いもので且つ最新のソフトを利用する。

- 4 納品物の提出方法および検査方法については、別表－1を遵守しなければならない。

- 5 受注者は、原則新潟県CALS システムを利用するものとし、その利用料をCALS システム運営業務の受託している者に支払うこと。

【別表－１】

１．納品物の提出方法及び検査方法について

納品物の提出方法及び検査方法については、下表のとおりとし、下表にない書類および必須以外の書類については、契約後の受発注者協議にて決定するものとする。

なお、検査における詳細な事項についても契約後の受発注者協議にて定めるものとする。

【提出，検査方法 凡例】◎：必須，○：条件付き必須，●：電子の場合不要，△：受注者の任意，×：対象外，◇：提示

項 目		納品物		提出方法		検査方法		備 考
項 目	書 類	電子 納品	紙 納品	電子 検査	紙 検査			
施工計画	施工計画書	◎	×	◎	×			
工程管理	実施工程表	◎	×	◎	×			
書類管理	工事打合せ簿	◎	×	◎	×			
	段階確認書	◎	×	◎	×			
	材料確認書	◎	×	◎	×			
	履行状況報告書	◎	×	◎	×			
	土・休日・夜間作業届	◎	×	◎	×			
品質管理	測定結果総括表	◎	×	◎	×			
	測定結果一覧	◎	×	◎	×			
	品質管理図	◎	×	◎	×			
	品質管理図表	◎	×	◎	×			
出来形管理	測定結果総括表	◎	×	◎	×			
	測定結果一覧	◎	×	◎	×			
	出来形管理図	◎	×	◎	×			
	出来形管理図表	◎	×	◎	×			
品質証明	品質証明書	○	●	○	●			オリジナルデータが、Word, Excelの場合は電子納品
	ミルシート	○	●	○	●			
	試験結果(報告)書	○	●	○	●			
	カタログ	×	◇	×	◇			納品は不要，紙資料提示
	見本	×	◇	×	◇			納品は不要，紙資料提示
写真管理	工事写真帳	◎	×	◎	×			
	工事写真（ネガ）	◎	×	◎	×			別途，CD-R にて提出する
	参考図	◎	×	◎	×			
安全管理	安全教育・各種点検記録簿等	×	◇	×	◇			紙資料提示
図面	完成図	◎	×	◎	×			
	出来形図	◎	×	◎	×			
建設副産物	廃棄物マニフェスト	×	◇	×	◇			納品は不要，紙資料提示
	再生資源利用(促進)計画書	◎	×	◎	×			作成が必要な対象工事のみ
	再生資源利用(促進)実施書	◎	×	◎	×			作成が必要な対象工事のみ
その他	着手前写真	◎	×	◎	×			工事完成届と同じ媒体（紙又は電子）で提出する
	竣工写真	◎	×	◎	×			
	施工体系図	◎	×	◎	×			
	施工体制台帳	◎	×	◎	×			
	建設業退職金共済組合	○	●	○	●			
	掛金収納書							
	創意工夫・高度技術関係	◎	×	◎	×			

注１）電子化に係わる詳細な事項については、「上越市電子納品実施要領（案）（工事編）」による。

注２）納品方法について、上表により電子納品及び紙納品の納品を行うものとする。

（新潟県CALSシステム以外のシステムで電子協議した場合も上表により納品とする。）

注３）上表以外に納品物がある場合は、契約後の受発注者と協議によるものとする。

下水道工事における家屋調査（事業損失防止調査）
特記仕様書

（適用範囲）

第 1 条 この特記仕様書は下水道工事（以下「工事」という。）における事業損失防止調査として、工事着手前に既存家屋等建築物の事前調査（以下「家屋調査」という。）を実施する場合に適用する。

（目 的）

第 2 条 家屋調査は、工事に伴う第三者の被害を未然に防止することを目的として、工事の施工管理に活用し、万一既存家屋等建築物に被害があった場合に工事との因果関係の判定資料とするものである。

（調査の範囲）

第 3 条 調査の範囲は、設計図書によるものとするが、その他必要な箇所がある場合等は、監督員と協議し決定するものとする。

（調査の心得）

- 第 4 条 受注者は調査対象物件の所有者又は占有者及びその他関係人（以下「所有者等」という。）と十分協調を保ち、摩擦等が生じないように努めるものとする。
- 2 受注者は家屋調査の内容が所有者等の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び補償額算定の基礎となることを十分に理解し、正確かつ良心的に実施しなければならない。
 - 3 受注者は所有者等から家屋調査について辞退を受けた場合、工事中及び工事完了後に当該家屋に被害が生じた場合に正当な補償ができなくなることを十分に説明し、所有者等に理解を得るものとする。
 - 4 受注者は所有者等からの要望、陳情等があった場合に、その意向を十分に把握したうえで速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。
 - 5 受注者は家屋調査において知り得た事項について、秘密を厳守し他に漏らしてはならない。

（立ち入り）

- 第 5 条 受注者は家屋調査のために第三者の施設へ立ち入る場合、事前に調査日時を調査対象物件の所有者等に通知し承諾を受けるものとする。
- 2 受注者は所有者等から家屋調査について承諾を得られない場合及び所有者等が不明の場合、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。
 - 3 調査者は家屋調査の実施にあたり、発注者が発行した身分証明書を常に携帯し、所有者等から請求があった場合は、これを提示するとともに不快感を与えないよう、服装や言動にも

十分注意しなければならない。

(調査方法)

第6条 調査は、建築士法第5条第1項により登録された建築士、若しくは、土地家屋調査士法第8条により登録された土地家屋調査士が主任技術者として担当し、補助者には経験のある者をあてなければならない。

2 建物調査は、1棟ごとに行うものとする。

3 調査時には、可能な限り関係者の立ち会いを求めるとともに、所有者等に調査結果を説明し、確認を得なければならない。

(実施調査事項)

第7条 受注者は、別表1の項目によって実施調査を行うものとする。

(建物平面図)

第8条 受注者は第7条の実施調査に基づき、建物平面図を作成するものとする。

2 縮尺は原則として100分の1とする。

3 調査時において、既存の損壊部があるときは、平面図に番号を付し添付するカラー写真と付合するよう整理するものとする。

(写真撮影)

第9条 受注者は第7条の調査箇所で既に損壊のある所等、事業損失に係る事後調査との照合上必要と思われる箇所について写真撮影（カラー）を行い、整理製本するものとする。

2 既存の損壊部位の写真は損壊部位全体把握ができるもの1枚以上とし、部分拡大については損壊部の形状、長さ、幅、深さ等の比較目測ができる目盛定規、箱尺等を当て撮影したものを添付すること。

(成 果 品)

第10条 受注者は調査結果として調査区域平面図（調査家屋番号記入）、家屋調査測定表、記録写真集、調査対象工事概要、考察等必要資料を家屋調査報告書として提出すること。

なお提出部数はA4版1部及び写し1部とする。

(そ の 他)

第11条 この特記仕様書及び設計図書に記載のない事項又は疑義のある事項については監督員の指示を受けるものとする。

(別表－１)

実施調査項目

実施調査は基本的に次の掲げる「実地調査項目」によって行う。実地調査項目の内容を変更する場合は、監督員と協議し決定するものとする。

「実地調査項目」

調 査 項 目	調 査 内 容
(1) 所有者の確認	立会人に物件所有者を確認する。
(2) 建物概要	① 方位、構造、面積、階数、用途、建築後の経過年数、増改築及び改築後の経過年数、建物調査面積 ② やむを得ず未調査部分がある場合は理由を明記する。
(3) 建物の傾斜測定	① 建物外壁面の傾斜測定 外壁面の傾斜の度合を測定、原則として全面を測定 ② 基礎天端の水平測定 基礎天端又は、外壁面と基礎の境で測定 ③ 柱の傾斜測定 柱の傾斜の度合を２方向測定、原則として全柱を測定 ④ 各室床面の水平測定 原則として全室について四箇所床面の度合を測定 和室にあっては、敷居、畳寄せで測定 ⑤ 土間コンクリートの沈下、亀裂の状況を測定 ⑥ 基礎の形式、柱脚の納り、仕上を調査し、基礎に生じている亀裂の状態を測定 ⑦ 全ての建具の開閉状態と建物の沈下状況との関連性を含めて測定
(4) 建物各部分の状況調査	① 外壁面 外壁面の仕上及び亀裂、浮き、はらみの状況 ② 室内壁面 各室の内壁仕上及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれの状況 ③ 内部床面 各室の床仕上及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれの状況 ④ 天井面 各室の天井面の仕上及びはがれ、しみの状況 ⑤ 建具 すべての建具の開閉具合の状況 ⑥ 屋根 屋根葺材の種類及びズレ、破損の状況 ⑦ 基礎 基礎の形式、柱脚の納り、仕上を確認し基礎に生じている亀裂の状況 ⑧ その他床面（階段、踊り場、外廊下、ベランダ、土間等） 床仕上及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれ等の状況

調 査 項 目	調 査 内 容
(5) 一般工作物の状況調査	① 塀、門柱 鉛直面に対する傾斜の度合を2～3 m毎に1箇所、最低2箇所以上測定 工作物の仕上及び亀裂、目地切れの状態 原則として調査対象物件の敷地内のすべての塀、門柱を測定 ② 門 門扉の開閉具合の状況 ③ 外廻り土間、犬走り 土間、犬走りの仕上及び亀裂、はがれ、浮き、隙間等の状況 ④ 野外給排水衛生電気ガス設備 給排水管、電气管、ガス管、排水桝等の損傷状況 ⑤ 樹木 敷地内の主な樹木の本数、高さ、枝張りの状況 ⑥ 池 池の仕上及び亀裂、水漏れの状況
(6) 工場・店舗・ガソリンスタンド等の状況調査	前記(3)から(5)の調査項目に加えて、次の項目について調査する。 ① 工場では、場内機械の水平測定、配置、種類及び運転具合の状況 ② 店舗では、冷蔵庫、冷凍庫の仕様及び配管等の状況 ③ ガソリンスタンドでは、 ア 地上設備、地下設備の配置、配管等の状況調査 事前調査においては、所属消防署の定期検査済証で配管等の状況を確認、事後調査においては、減圧テスト等で確認 イ 2 mピッチで網目状にレベル測定（TP）
(7) 井戸の状況調査	使用目的、ポンプ種別、使用の実態、位置、水質及び揚水量